

岐阜県公報

目 次

告 示

- 水源地域の指定 (森林保全課) 一〇五^ハ
- 道路の区域変更 (道路維持課) 一〇五
- 道路の供用開始 (同) 一〇七
- 都市計画下水道事業の変更認可 (公共下水道) (下水道課) 一〇七
- 建築基準法に基づく道路の位置指定 (建築指導課) 一〇八
- 各務原都市計画公園事業の認可 (都市公園課) 一〇八
- 指定納付受託者の指定 (旅券センター) 一〇九
- 公 示
- 落札者等に関する公示 (健康福祉政策課) 一〇九
- 落札者等に関する公示 (教育財務課) 一〇九

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

告 示

岐阜県告示第百五十号

岐阜県水源地域保全条例(平成二十五年岐阜県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、次のとおり水源地域を指定するので、同条第六項の規定により告示する。

令和八年三月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

市町村名	指定の区域	縦 覧 場 所
恵那市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部森林保全課、岐阜県恵那農林事務所及び恵那市農林部林政課
高山市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部森林保全課、岐阜県飛騨農林事務所及び高山市森林・環境政策部森林政策課

(「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

令和八年三月二十四日

第 六 百 七 十 一 号
令 和 八 年 三 月 二 十 四 日

(火曜日)

岐阜県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	一般国道
路線名	百五十六号
区 間	郡上市白鳥町前谷字森八七番地先から 同 市高鷲町立字三ツ石四番五地先まで
延長（メートル）	三六・五
供用開始の期日	令和八・三・二四
備考（区域の決定又は変更の告知年月日ほか）	令和二・二・二六 令和八・三・二四

岐阜県告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 施行者の名称
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画下水道事業 岐阜市公共下水道
- 三 事業施行期間

昭和五十九年三月二十七日から

令和十三年三月三十一日まで

- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により各務原都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 施行者の名称
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
各務原都市計画下水道事業 各務原市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十七年十一月十二日から
令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により可児都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 施行者の名称
可児市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
可児都市計画下水道事業 可児市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和六十三年十二月十六日から
令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により大垣都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 施行者の名称
安八町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大垣都市計画下水道事業 安八町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成三年十二月十七日から
令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第二項に規定する道路の位置を、岐阜・西濃建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二

十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

令和八年三月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 指定年月日
令和八年二月二十四日
- 二 位置、延長、幅員及び指定番号

位 置	延長 （メートル）	幅員 （メートル）	指定番号
本巢市宗慶字田中屋敷五九五番一地从先から 同字五九七番八地先まで	三	四	岐西建築第一 号の二

（道路の位置を示す図面は、岐阜・西濃建築事務所において縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画公園事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 施行者の名称
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
各務原都市計画公園事業 四・四・一号 各務原市民公園
- 三 事業施行期間
令和八年三月二十四日から
令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 各務原市那加門前町三丁目一番一、一番三、一番四

使用の部分 なし

岐阜県告示第百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年三月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号	指定納付受託者の指定をした日	令和八年三月二日	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	マイナポータルを経由する旅券発給申請においてクレジットカードを利用して納付する岐阜県の旅券発給手数料	指定納付受託者に歳入を納付させる期間	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
-------------------------	-------------------------------	----------------	----------	----------------------	--	--------------------	------------------------

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年三月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

1 調達物品の名称及び数量 岐阜県健康科学センターで使用する電気（予定数量）

2,303,000kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和8年1月23日

4 落札者を決定した日 令和8年3月5日

5 落札者の住所及び氏名 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号

関西電力株式会社

代表取締役 森 望

6 落札金額 61,171,159円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県保健環境研究所総務課管理調整係

(2) 所在地 岐阜県岐阜市那加不動丘一丁目1番地

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年三月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

1 購入物品の名称及び数量 岐阜県立岐阜高等学校ほか83施設で使用する電気（予定数量） 22,970,991kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和8年1月16日

4 落札者を決定した日 令和8年2月25日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市金町六丁目21番地岐阜エナーションビル8階

岐阜電力株式会社

代表取締役 下田平 真樹

6 落札金額 494,654,594円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

令和八年三月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社